

日本医療大学不正調査委員会規程

(平成28年2月10日制定)

(設 置)

第1条 日本医療大学（以下「本学」という。）における公正な研究活動の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るため、本学不正調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要な業務を行う。

- (1) 公正な研究を実施するための教育・啓発活動
- (2) 不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定
- (3) その他公正な研究の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るための必要な事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 各学科長
- (3) 本学研究倫理委員会委員長
- (4) 各学科から選出された委員 各1人

2 学長又は委員会が特に必要と認めるときには、次の各号に掲げる者を委員とすることができる。

- (1) 学外の専門家
- (2) その他必要と認められた者

(委員長)

第4条 委員長は、本学研究倫理委員会委員長をもって充てる。

2 委員長は、第2条に規定する委員会の任務について総括する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(任 期)

第5条 第3条第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て、大学事務局において行う。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

2 第2条第2号に規定する不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定に係る手続きは、「本学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」の定めるところによる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が教授会に意見を求めて行う。

附 則

この規程は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。